



目次:

I. 中国「電子商務法」の概要.....	1
II. 2018年度台湾会社法改正に基づく株式非公開発行会社の機関設計および会社運営に関する柔軟化について.....	3
III. インドにおける商取引債権回収の最新動向～破産倒産法の会社再建手続の活用.....	6
IV. シンガポール 雇用法改正.....	8
V. フィリピン新会社法.....	10
VI. アラブ首長国連邦における外資規制緩和の動向.....	14
VII. タイ 企業結合規制の適用に関する最新動向.....	16

I. 中国「電子商務法」の概要

執筆者:野村 高志、志賀 正帥

電子商務法(2018年8月31日公布、2019年1月1日施行)は、中国における初めての電子商取引に関する一般法としてだけでなく、多角化する中国における電子商取引の現状を踏まえた法令として注目されます。本稿では、主に同法の適用範囲・対象や電子商取引経営者の義務等について概説します。

1. 適用範囲・対象

電子商務法は、中国国内における電子商取引(インターネット等の情報ネットワークを通じて商品を販売し、又はサービスを提供

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

する経営活動)に適用されると定められています(第2条第1項、第2項)¹。規制対象は、下表の①～③とされています(第9条)。

電子商取引経営者	① 電子商取引プラットフォーム経営者(例:amazon、天猫(Tmall)、京東商城、淘宝网) ② プラットフォーム内経営者 ③ 自前のウェブサイトやその他のネットワークサービスを通じて商品を販売し、又はサービスを提供する電子商取引経営者(例:自社ウェブサイトでの販売を行う企業、ソーシャル・ネットワークを通じて販売を行う個人)
-----------------	--

2. 電子商取引経営者の義務

電子商取引経営者は必要な行政認可を取得すると共に、市場主体登記(法人であれば営業許可証)を行い(第10条、第12条)、そのホームページの目立つ場所にこれらの情報を表示しなければならないとされています(第15条第1項)。

その他電子商取引経営者が負うべき主な義務は、下表の通りです。

消費者保護	<虚偽宣伝の禁止> ➢ 虚偽の取引、ユーザーレビューの偽造等の方法による虚偽の、又は誤解を惹起する宣伝の禁止(第17条)。
	<価格差別の防止> ➢ 消費者の趣味愛好、消費習慣等の特徴に基づき商品販売・サービス提供を行う場合、当該消費者の特徴と関係ない選択肢も同時に提供しなければならない(第18条第1項) ² 。
	<抱き合わせ販売に関する注意喚起> ➢ 抱き合わせ販売を行う場合には、目立つ方法により消費者の注意を喚起し、抱き合わせ販売を黙示的に同意されるものとしてはならない(第19条)。
競争法関連	➢ 市場支配的地位 ³ を有する電子商取引経営者は、当該地位を濫用し、競争を排除・制限してはならない(第22条)。
個人情報保護	➢ ユーザー情報の照会、修正、削除やユーザーアカウントの削除に関する方法・手続に不合理な条件を設けてはならない(第24条第1項)。 ➢ 上記照会、修正及び削除の申請を受けた場合、本人確認後、遅滞なく対応しなければならない、ユーザーアカウントの削除の申請に直ちに対応しなければならない(同条第2項)。

3. 電子商取引プラットフォーム経営者の義務

電子商取引は、一般的に電子商取引プラットフォーム経営者を中心に展開され、その役割は非常に重要です。そこで電子商務法は、2.で述べた電子商取引経営者の義務のほか、電子商取引プラットフォーム経営者に対して更に様々な義務を課しています。例えば、消費者保護については、下表の義務が定められています。

消費者保護	➢ プラットフォーム内経営者が販売する商品又は提供するサービスが身体・財産の安全を保障するための要請に適合していないこと及びその他の消費者の適法な権益を侵害する行為があることを知り、又は知りうべき場合において、必要な措置を講じなかったときは、プラットフォーム内経営者と連帯して責任を負う(第38条第1項)。 ➢ 消費者の生命・健康に関する商品・サービスについて、プラットフォーム内経営者の資格に対する審査義務を尽くしておらず、又は消費者に対する安全保障義務を尽くしていない場合、消費者
--------------	---

¹ 但し、金融商品・サービス、コンテンツサービス(情報ネットワークを利用してニュース情報、音声・映像番組、出版、文化作品等を提供するサービス)を除きます(第2条第3項)。

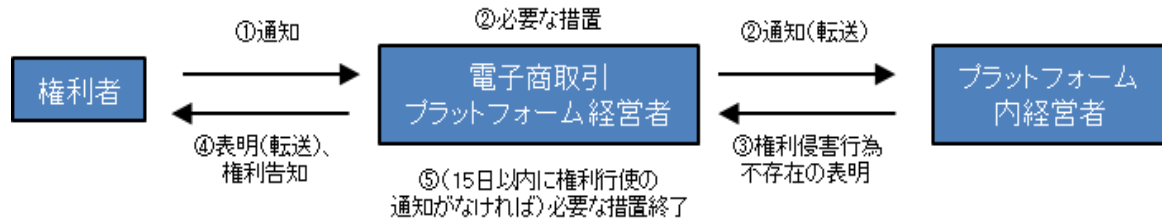
² ビッグデータを利用した価格差別行為を防止するための規定と考えられます。

³ 「市場支配的地位」の判断要素として、「技術的優位、ユーザーの数量、関連業種に対する支配力その他電子商取引経営者に対する他の経営者の取引上の依頼程度」と定められています。

に生じた損害について法的責任を負う(同条第2項)。
 ➤ いわゆるリスティング広告については、「広告」である旨明示しなければならない(第40条)。

4. 知的財産侵害に関するセーフハーバー

電子商務法では、知的財産権全般に対する侵害に関する免責を定めた措置(いわゆるセーフハーバー)が定められており、電子商取引プラットフォーム経営者は、次の手順を経ることで、知的財産権の侵害行為がある旨指摘されているプラットフォーム内経営者に対する削除等の措置を講じなくても責任を免れます(第42条以下)。



但し、安易な通知によりプラットフォーム内経営者の利益が損なわれることを防ぐため、通知の誤りによりプラットフォーム内経営者に損害を与えた場合には、権利者は、民事責任を負うとされています(第42条第3項)。



のむら たかし
野村 高志

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士 上海事務所代表
ta_nomura@jurists.co.jp

1998年弁護士登録。2001年より西村総合法律事務所に勤務。2004年より北京の對外経済貿易大学に留学。2005年よりフレッシュフィールドズブルックハウスデリングー法律事務所(上海)に勤務。2010年に現事務所復帰。2012-2014年東京理科大学大学院客員教授(中国知財戦略担当)。2014年より上海に駐在。

専門は中国内外のM&A、契約交渉、知的財産権、訴訟・紛争、独占禁止法等。ネイティブレベルの中国語で、多国籍クロスボーダー型案件を多数手掛ける。

主要著作に「中国でのM&Aをいかに成功させるか」(M&A Review 2011年1月)、「模倣対策マニュアル(中国編)」(JETRO 2012年3月)、「中国現地法人の再編・撤退に関する最新実務」(「ジュリスト」(有斐閣)2016年6月号(No.1494))、「アジア進出・撤退の労務」(中央経済社 2017年6月)等多数。



しが まさし
志賀 正帥

西村あさひ法律事務所 弁護士 北京事務所代表
m_shiga@jurists.co.jp

2009年弁護士登録。2012-2016年弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所に勤務、2013-2016年北京代表処 一般代表に就任(うち、2015-2016年上海駐在)。株式会社三井住友銀行総務部での勤務を経て、2017年西村あさひ法律事務所に参画。2019年より北京に駐在。

専門は日本国内の会社法務全般、中国内外のM&A、中国現地法人の会社法務等。

II. 2018年度台湾会社法改正に基づく株式非公開発行会社の機関設計および会社運営に関する柔軟化について

執筆者: 孫 櫻倩、紀 鈞涵

1. はじめに

台湾では、2018年7月6日に立法院⁴で可決された改正会社法が2018年11月1日より施行されました(以下「2018年度会社

⁴ 日本の国会に相当します。

法改正」といいます。)。2018 年度会社法改正に係る条文数は計 148 条に及び改正ポイントは多岐にわたりますが⁵、このうち本稿では、台湾に進出する日本企業にとって、経営コストの削減および意思決定の効率化の観点から直ちに影響がありまた利用が可能であると考えられます「株式非公開発行会社における機関設計および会社運営に関する柔軟化」の点に特に注目し、概説いたします。

2. 機関設計の柔軟化

まず、従前の台湾会社法の下では、全ての株式会社は少なくとも 3 名の董事⁶および 1 名の監察人⁷を置く必要があり、董事会⁸が必須の機関とされていました。この点、2018 年度会社法改正により、経営コストの削減および意思決定の効率化を目的として、これら各点に係る規定が改められました。すなわち、①2018 年度会社法改正後は、法人株主 1 名のみから成る一人会社(たとえば、日本企業の台湾における 100%子会社等)の場合には、定款に定めを設ければ、董事会および監察人の双方とも設置せず、ただ 1 名または 2 名の董事を置けばよいものと改められました⁹。また、②かかる法人株主 1 名のみから成る一人会社以外の一般の株式会社(たとえば、日本企業と台湾企業の共同出資による台湾における JV 会社等)であっても、株式非公開発行会社については、定款により董事会を設置しない旨定めることができ、この場合、1 名または 2 名の董事を置けばよいものと改められました¹⁰。

その上で、定款により董事会を設けず 2 名の董事を置くこととした場合には、台湾会社法上の董事会に関連する規定が準用されることとなり、たとえば本来であれば董事会が行うべきとされる株主総会の招集¹¹については、当該 2 名の董事により行われることとなります。他方、董事会を設けず且つ董事を 1 名のみ置くにとどめる場合には、当該董事を董事長とし、本来であれば董事会に認められる職権を当該董事が行使すべきものとされ、台湾会社法上の董事会に関連する規定は適用および準用されないこととなります。

なお、董事を 1 名のみ置くにとどめる場合には、一般論としては経営コストの削減および意思決定の効率化の効果をより期待できる一方、当該董事(董事長)が休暇または事故によってその職権を行使し得ないとき、台湾会社法 208 条 3 項¹²に基づき他の董事の中からこれを代理する者を立てるという対応が採れないという状況が生じ得ますので、注意が必要です。



台中のオペラハウスと街並み

3. 会社運営の柔軟化

(1) 株主総会について

2018 年度会社法改正により、株式非公開発行会社については、定款に定めを置けば、テレビ会議方式による株主総会の開催が認められるようになりました¹³。

⁵ 2018 年度会社法改正の立法趣旨に係る主務機関による「総説明」によれば、今回の法改正のポイントとしては、イノベーション・フレンドリーな創業環境の整備、コーポレートガバナンスの強化、企業経営の柔軟性の向上、株主権益の確保、デジタル電子化およびペーパーレス化の推進、グローバル化への環境整備、ならびに国際的マネーロンダリング防止規範への対応等の各点が挙げられています。

⁶ 日本の会社における取締役者に相当します。

⁷ 日本の会社における監査役に相当します。

⁸ 日本の会社における取締役会に相当します。

⁹ 台湾会社法 128 条の 1 第 2 項及び 3 項。

¹⁰ 台湾会社法 192 条 2 項。

¹¹ 台湾会社法 171 条参照。

¹² 台湾会社法 208 条 3 項第 2 文以下：
「董事長が、休暇または事故によって職務権限を行使することができないときは、副董事長がこれを代理する。副董事長を設けていないとき、または副董事長も休暇もしくは事故によって職務権限を行使することができないときは、董事長が常務董事一人を指名して代理させる。常務董事を設けていないときは、董事の中から一人を指名して代理させる。董事長が、代理人を指名しなかったときは、常務董事または董事が一人を互選してこれを代理する。」

¹³ 会社法 172 条の 2。なお、2018 年度会社法改正においては、一般的に株主数が株式非公開発行会社の場合と比べ格段に多い株式公開発行会社については、依然として技術的課題が存することを理由として、株主総会に係るテレビ会議方式の導入を認めることは見送られました。

(2) 董事会について

董事会については、従前より台湾会社法の規定に基づきテレビ会議方式による開催も認められていましたが、あくまでも face to face による集会の形¹⁴を実際に採ることが必要とされ、書面決議方式は認められていませんでした。この点、2018 年度会社法改正により、株式非公開発行会社については、董事会による意思決定効率を向上させるべく、定款に定めを設け且つ董事全員の同意が得られる場合には、実際に集会の形を採って決議することは必須ではなく、書面決議方式を採用することも認められるに至りました¹⁵。

また、2018 年度会社法改正により、株式非公開発行会社については、董事会招集通知期間が従前の「7 日前」から「3 日前」へと、原則として短縮されました¹⁶。

4. 小 括

台湾では 2018 年度会社法改正により、コーポレートガバナンスの強化にも配慮しつつ(この点についての説明は本稿では紙幅の関係上割愛させていただきますが、別稿にて改めて取り上げる予定です。)、特に株式非公開発行会社について、経営コストの削減および意思決定の効率化を目的とした「機関設計および会社運営に関する柔軟化」がはかられました。この点、日本企業が台湾子会社を設立しこれを運営する際等に、かかる柔軟化策を適宜ご活用いただく¹⁷ことをお勧めいたします。

但し、たとえば日系投資家が minority 出資となる場合の JV 会社の設立や運営等に際しては、むしろかかる柔軟化策を定款で定めることなく敢えて従前通りの機関設計や運営を維持された方が、majority 株主側の董事らによる経営に対するチェックや自社を代表する董事を介した当該経営への参画に資するという面も考えられますため、それぞれの柔軟化策ごとに、ケース・バイ・ケースでの採否のご判断をいただけますようご注意ください。



ソン インチェン
孫 櫻倩

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士 外国法パートナー*

i.sun@jurists.co.jp

2003年台湾弁護士登録(台北弁護士会)。2014年外国法事務弁護士登録(第一東京弁護士会)。2003-2006年台北の寰瀛法律事務所(Formosan Brothers 法律事務所)ほかにて勤務。日本を拠点として活動する数少ない台湾弁護士の一人として、M&A、ファイナンス、国際取引全般、独占禁止法、および知財争訟等を中心に、日台間の幅広い渉外案件に従事。

*外国法共同事業を営むものではありません。



キ キンカン
紀 鈞涵

西村あさひ法律事務所 フォーリンアトニー

c.chi@jurists.co.jp

2005年台湾弁護士登録(台北弁護士会)。2005-2012年台北の萬國法律事務所(Formosa Transnational Attorneys at Law)にて勤務。M&A、労務、コンプライアンス、一般企業法務、民商事紛争ほか日本企業が直面する台湾関連の法務問題全般に関し、総合的なリーガルサービスを提供。

¹⁴ 相互にテレビ映像を通じて対面・対話を行う集会の形を含みます。なお、テレビ会議方式とは異なり電話会議方式については、「Face to Face」の条件が一切確保されないため、台湾会社法に係る主管機関にあたる經濟部商業司の通達により、従前より不可とされてきました。この点は 2018 年度会社法改正によっても不変と考えられますため、念のためご注意ください。

¹⁵ 台湾会社法 205 条 5 項。なお、株式公開発行会社には同条項は適用されません。

¹⁶ 台湾会社法 204 条 1 項。なお、株式公開発行会社には同条項は適用されません。

¹⁷ これら台湾会社法が認めた柔軟化策を実際に利用するためには、その多くについて、予め定款上に定めを設けておくことが要件として求められますため、仮に設立済みの既存会社の場合には、定款変更のための決議(株主総会特別決議)及び手続きが前提として必要となる点にご注意ください。

Ⅲ. インドにおける商取引債権回収の最新動向～破産倒産法の会社再建手続の活用

執筆者: 鈴木 多恵子、Siddharth Bhargava

インドの裁判には、一般に十数年単位での長期の時間を要するため、同国の裁判所を通じた強制的な債権回収は、その所要時間と手続遂行に要するコストに鑑みると、効果的ではないとされる事案が多く存在しました。また、裁判を通じての回収に長期の時間を要することが、債務者の支払遅延や不払いを招く一因にもなっていました¹⁸。

もっとも近時、破産倒産法(Insolvency and Bankruptcy Code, 2016)の運用開始から約2年を経て、債権者が債務者に対する会社法審判所(National Company Law Tribunal、以下「NCLT」)¹⁹における会社再建手続申立を通じて比較的早期の債権回収に成功する事例が徐々に蓄積されてきており、難しいとされたインドにおける債権回収の実態に、実務上改善の兆しが見られます。

そこで、今回は、破産倒産法に基づく会社再建手続制度が債権回収に与えつつある、実務的な影響について説明します。

1. 会社再建制度の概要と債権回収への実務上の効果

会社再建手続の申立権者は、金融債権者(financial creditor)²⁰、商取引債権者(operational creditor)又は債務者(debtor)ですが、当該申立には一律に、債務者に10万ルピー(約17万円)以上の債権の不払い(default)があることが必要です。

商取引債権者が申立を行う場合、手続上、まず、催告書(demand notice)又は支払督促を伴う請求書(invoice demanding payment)²¹を債務者に送付し、到着後10日以内に弁済がないこと等を確認してから、続いて、管轄のNCLTに対し、当該催告書等及び送付記録、債務者から当該債務を争う旨の通知がないことの商取引債権者の宣誓書等の資料を添付した申立書を提出します。

申立をうけたNCLTは、原則2週間以内²²に会社再建手続開始決定をするか否かを判断し、暫定管財人(interim resolution professional)を選任します。暫定管財人は、選任と同時に債務者の資産の管理処分権を含む経営権を取得する一方、この時点で債務者のマネジメントは経営権を失います。

実務上、このマネジメントからの経営権の剥奪が、債務の支払を遅延又は拒絶する債務者に対して、早期の支払いを促す効果的なプレッシャーとなっています。そのため、商取引債権者が催告書を送付した直後(NCLTへの申立に着手する前)やNCLTに申し立てた直後に、債務者から任意の支払いを受けられるケースがあります。また、申立を受けたNCLTが、当事者の主張を聞き会社更生手続開始を判断する過程において、債務者に対して和解の意向を確認することにより、債務者から任意の支払い又



会社法上級審判所(デリー)

¹⁸ 世界銀行による Doing Business 調査(<http://www.doingbusiness.org/en/rankings>)によれば、契約執行(enforcing contracts)の指標において、依然インドは190カ国中163位に留まっています。なお、同指標についてはシンガポールが1位、米国は16位、日本は52位です。倒産処理(resolving insolvency)の指標については、日本が1位、米国が3位、インドは108位であり、2016年末の破産倒産法の施行が、インドの当該指標のランキングを130位台から大きく押し上げたと言われています。

¹⁹ NCLTは、会社に関する各種紛争や破産倒産法に基づく会社再建申立手続等を専属で扱う準司法機関として、通常裁判所とは別途に新たに設立され、係属事件の滞留(バックログ)も通常裁判所に比較すればまだ少ないため、比較的迅速に手続が進むと評価されています。

²⁰ 債務者に融資を行った銀行等の金融機関がこれに該当しますが、貸付債権の譲渡を受けた者や借入債務を主債務とする保証義務を履行し借入人に対する求償権を取得した保証人も含まれると解されています。

²¹ 破産倒産法は、催告書等の書式を規定しており(From 3-IBC)、未払いの債権額や支払期限等を明示・特定し、10日以内に、①債務者による支払、②債務者が債権が支払済と考える場合はその証券の提出、又は、③債権の存在や金額を争う場合には同書受領前に継続する訴訟等の存在の通知を行うことを求める文案となっています。

²² この2週間という期間は法定されていますが、NCLTの処理期間を義務づけるものではなく、目安にすぎないと解する判例が出たこともあり、近時、NCLTへの申立件数の増加により、開始決定までに2週間以上を要する事例が散見されています。実務上、大型の重要案件が優先的され、他の案件は申立から2.3ヶ月経っても開始決定に関する判断が出ない事案も少なくありません。申立時には、管轄のNCLTの最新の運用状況を確認する必要があります。

は分割払いの提案がなされる例もあります^{23,24}。

2. 対象となる債権の範囲と係争の不存在



会社法上級審判所の入り口

商取引債権者による会社再建手続申立においては、売買契約やサービス契約などの取引契約等により債権の存在が確定していることが必要です。一般に、契約違反に基づく損害賠償請求権、補償請求権(indemnity claim)、不法行為に基づく損害賠償請求権等の不払いは対象外と考えられています²⁵。もっとも、これらの債権についても、債務者から支払分割の合意や債務の承認を得た場合には、債務の存在は確定したものとして、会社再建手続申立を通じて回収を図る余地があると考えられます。

また、前述のとおり、会社再建手続申立にかかる債権は、催告書到達より前に債務者から争われていないこと(係争の不存在)が必要です。係争(dispute)の意味については、インド最高裁²⁶が、債務者による訴訟又は仲裁の提起までは要さず、催告書到達以前に債務を実質具体的に争う意思を表示していれば足りること、また、係争の内容は、債務の金額や取引契約の対象となる製品又はサービスの質等に関するものに限定されないとの解釈を示しました。同事案では、債権者のサービス供給契約に基づく支払請求債権について、債務者が催告書到達前に債権者に対し守秘義務契約違反を指摘する電子メールを送付していることをもって、同債権には係争が存在すると判示しており、係争の意義はかなり広く解釈される余地があることが注目されます。

以上のとおり、会社再建手続を通じた債権回収にはその適用範囲等に制約もありますが、事案によっては有効な手段となるものと考えられます。



すずき たえ子
鈴木 多恵子

西村あさひ法律事務所 弁護士

t2.suzuki@jurists.co.jp

2006年弁護士登録。以降、インド、スリランカ等の南アジア諸国を中心とする日系企業の新興国進出、ビジネス法務案件を担当。2012年5月よりNishith Desai Associates 法律事務所出向(2012年11月までムンバイオフィス、同年12月よりバンガロールオフィスに勤務)を経て、現在は東京事務所を本拠として、インドの紛争事案に対応。



シダース バルガヴァ
Siddharth Bhargava

Jupiter Law Partners インド法弁護士

2016年よりインド・デリーの法律事務所 Jupiter Law Partners に勤務。会社法、M&A、JV 案件、破産倒産法、仲裁案件等、幅広い分野に携わる。2018年11月より西村あさひ法律事務所の東京事務所へ出向。

²³ 現地報道によれば、2017年の統計では、商取引債権者による申立により会社再建手続が開始されるのは全体の約27%であり、残りの約73%は申立が棄却されていることとなりますが、約33%は申立後に債務者との和解が成立し申立を取下げたことによる棄却であり、ここからも、会社再建手続の申立は、実務上、一定程度は債権回収メカニズムとして機能していることが示唆されます。なお、係争の存在により棄却されたのは約14%、その他の申立要件の不備によるものは約12%とされています。

²⁴ NCLT による会社再建開始決定後の和解による申立取下げも可能ですが、原則として金融債権者が構成員となる債権者委員会(Committee of Creditors)の議決権(債権額に応じて付与されます)ベースで90%以上の承認が必要となります。多くの債権回収成功事例は、本文に記載のとおりNCLTによる開始決定前になされています。

²⁵ この点は、いくつかのNCLTにおいて争われており、今後上級審である会社法上級審判所及び最高裁判所の判断が待たれており、個別具体的事案に応じて更に詳しい検討が必要です。

²⁶ Mobilox Innovations Private Limited vs. Kirusa Software Private Limited

IV. シンガポール 雇用法改正

執筆者: 佐藤 正孝

1. 雇用法の改正

シンガポールでは、2018年11月20日に雇用法の改正法案が成立し、2019年4月1日から当該改正雇用法が施行されることとなります。今回の雇用法改正のポイントは、①雇用法第4章の適用のある従業員の範囲の拡大、②雇用法上の重要な権利保護規定の全従業員に対する適用、③労務紛争解決手続の拡充となります。以下、主要な雇用法改正のポイントについて解説します。

2. 雇用法第4章の適用のある肉体労働者等(workman)の範囲の拡大

現在の雇用法は、①月額給料がSGD4,500以下の肉体労働者等(「Workman」と)と、②月額給料がSGD2,500以下の肉体労働者等以外の一般従業員(「Non-workman」)に対して、雇用法第4章に定める特別な保護の適用を認めています。

今回の改正により雇用法第4章の適用のあるNon-workmanの月額給料基準が、SGD2,500からSGD2,600に引き上げられることになりました。なお、Workmanの月額給料基準であるSGD4,500については変更されていません。

3. 雇用法上の重要な権利保護規定の全従業員への適用

現在の雇用法は、月額給料がSGD4,500を超える上級職又は管理職の地位にある従業員(「上級・管理職従業員」)には、一切適用がありません。そのため、使用者と上級・管理職従業員の権利義務関係は、使用者との間で締結された雇用契約の内容にのみ依拠することとなります。もっとも、現在のシンガポールでは、国の発展に伴い上級・管理職従業員の人数が増加し、2030年にはシンガポールの労働人口の3分の2が上級・管理職従業員で占められると予想されており、上級・管理職従業員の権利の確保の必要性の観点から、今回の雇用法改正により、上級・管理職従業員に対しても、休暇や祝日に関する規定等、雇用法の重要な権利保護規定の適用を認めることにしました。雇用法の改正に伴い上級・管理職従業員に対して適用されることになる、重要な規定の概要は、以下の通りです。

(1) 休 暇

① 有給休暇

上級・管理職従業員に対して、勤続年数に応じて、1年につき最低7日、最大で14日の有給休暇が付与されることとなります。

② 疾病休暇

上級・管理職従業員に対して、勤続年数に応じて、1年につき最低5日、最大で14日(入院の場合は、最大60日)の有給の疾病休暇が付与されることとなります。

③ 産休及び育児休暇

女性の上級・管理職従業員は、3ヶ月以上継続勤務していることを条件に、出産前後で合計12週間の産休を取得することができます。使用者は、そのうち8週間分の給与を産休を取得した上級・管理職従業員に支払う義務を負います。なお、改正雇用法の施行前でも、子供がシンガポール国籍の場合には、児童育成共同救済法に基づき、16週間の産休の取得が可能で

す。また、父親又は母親を問わず、3ヶ月以上継続勤務している上級・管理職従業員は、7歳未満の子供の育児休暇を1年あたり2日取得することができます。なお、改正雇用法の施行前でも、子供がシンガポール国籍の場合には、児童育成共同救済法に基づき、7歳未満の子供については1年あたり最大6日まで、7歳以上12歳未満の子供については1年あたり最大2日の育児休暇の取得が可能です。

(2) 祝 日

上級・管理職従業員に対しても、有給の祝日が付与されることとなります。上級・管理職従業員が祝日に勤務した場合、別途代替の休日(有給)が付与されます。

(3) そ の 他

使用者は、上級・管理職従業員に対して、法令の定める主要な労働条件を書面で通知する義務、上級・管理職従業員の従業員情報及び給与情報を保管する義務、及び上級・管理職従業員に対しても Pay Slip を交付する義務を負うこととなります。

また、上級・管理職従業員に対しても、最低でも月 1 回の頻度で給与を支払い、かつ、給与期間の満了から 7 日以内に支払うこと、上級・管理職従業員を解雇する場合、最終の給与の支払いは、解雇日又は解雇日の支払いができない場合、解雇後 3 日以内に支払う、等の給与の支払いに関する規定も適用されます。

さらに、これまで上級・管理職従業員は、解雇に異議がある場合であっても、雇用法に基づく救済を求めることはできず、通常の民事訴訟を提起しなければなりませんでした。改正雇用法では、上級・管理職従業員も、他の従業員と同様に、解雇に異議がある場合、労働紛争調停機関に調停を申し立て(調停前置主義)、調停で解決されない場合、労働請求法廷(Employment Claims Tribunals)(「ECT」)で審議されることとなります。

使用者が合併又は事業譲渡により、その事業の全部又は一部が譲渡又は承継される場合、現在の雇用法では当該事業に従事する上級・管理職従業員の雇用契約は、使用者から承継人に自動的に移転されるわけではなく、当該雇用契約を譲受人に移転させるには、上級・管理職従業員の同意が必要となります。改正雇用法では、上級・管理職従業員の雇用契約も、その同意なく承継人に移転することとなります。

4. 労務紛争解決手続の拡充

現在の雇用法及び労働請求法(Employment Claims Act)では、現在、給与等に関する紛争は ECT において審議される一方、不当解雇に関する紛争は人材省において審議されることになっています。もっとも、不当解雇の紛争と給料等に関する紛争が密接に関連する場合も多く、異なる機関で紛争の処理が行われることについて、効率的の観点から疑問が呈されていました。

今回の雇用法の改正により、これまで人材省が取り扱っていた不当解雇に関する紛争は、ECT において取り扱われることとなります。なお、紛争の種類又は類型にかかわらず、ECT での審議の前に、調停を行うことが要求されます。

5. そ の 他

(1) 時間外労働手当の計算方法

現在の労働法では、Non-workman の時間外労働手当の計算のベースとなる給料は、月額 SGD2,250 が上限となっていました。労働法改正により、当該上限金額は、月額 SGD2,600 に変更されます。

(2) 給料からの控除

現在の雇用法では、使用者が給料から天引きする場合を限定していますが、例えば、使用者が、従業員が所定の保険料を自己負担する場合、よりカバレッジの広い医療保険を従業員に任意に提供しようとする場合、当該保険料の給料からの天引きが現在の雇用法では認めれていないため、従業員は受領した給与から別途使用者に保険料を振り込む等の手続を行う等、効率的な運用を阻害する結果になっています。

雇用法の改正により、使用者が給料の天引きを行うにあたり、従業員が天引きにつき書面で同意し、かつ、従業員は当該同意

をいつでも撤回できる、という 2 つの要件を満たすことで、使用者及び従業員の合意に基づく、柔軟な天引きが認められることとなります。

(3) 疾病休暇の取得のための要件

現在の雇用法では、従業員が、疾病休暇を取得するためには、政府又は使用者の指定する医師の診断証明書を取得しなければなりません。

改正雇用法では、政府又は使用者が指定しているか否かにかかわらず、法令に基づき登録された医師からの証明書を取得すれば、疾病休暇を取得することができます。但し、使用者は、従業員が政府又は使用者が指定した医師以外のから診断証明書を取得した場合には、当該証明書の取得にあたり要した診察料を負担する義務を負いません。他方、使用者は、3 ヶ月以上継続勤務する従業員が疾病休暇を取得するにあたり、政府又は使用者が指定する医師の診断証明書を受け、その結果疾病休暇の取得の前提となる診断書が発行された場合には、診察料を負担する義務を負うこととなります。



さとう まさたか
佐藤 正孝

西村あさひ法律事務所 シンガポール事務所 パートナー弁護士
m_sato@jurists.co.jp

2011 年 9 月から 2013 年 4 月までハノイ事務所で勤務し、ベトナムでの企業進出、M&A およびコーポレート案件全般に関するアドバイスを行う。その後、フィリピンの大手法律事務所に出向し、2014 年からシンガポールオフィスで勤務。シンガポール法弁護士(FPC)を有し、現在は、主にアジア諸国における出資、合併、買収等の M&A 案件、コーポレート案件等に広く携わる。

V. フィリピン新会社法

執筆者: 佐藤 正孝

1. フィリピン新会社法

フィリピンでは、2018 年 11 月 26 日に新会社法案が可決され、現在、新会社法施行のための準備が行われています。会社法の施行に必要な大統領の署名が行われた等の情報は開示されておらず、新会社法の施行日がいつになるのかは明らかではありませんが、近々施行されることが予想されますので、新会社法による株式会社に関する重要な改正点について解説します。

2. 株式会社に関する重要な改正点の概要

現行会社法	新会社法
<p>発起人</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 会社の設立を行う発起人は、自然人でなければならない。 ➤ 発起人の数は、最低 5 人、最大 15 人とする。 ➤ 各発起人は、最低 1 株を引き受けなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 発起人は自然人に限られず、法人が発起人になることもできる。 ➤ 発起人の数は、最低 1 人、最大 15 人とする。 ➤ 各発起人は、最低 1 株を引き受けなければならない、という点についての改正はなされていない。 <p>(解説)</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 会社設立時に最低 1 人の取締役も選任することになるが、その取締役も最低 1 株の株式を保有しなければならないため、日本又はシンガポールの親会社がフィリピンに子会社を設置する場合の最低株主数は、2 人(親会社と取締役)となる。なお、新会社法では、株主が 1 人の株式会社(「1 人株主会社」)の設立も認められることになったが、株主が法人の場合には、1 人株主会社を設立することができない。

会社の存続期間	
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 会社の存続期間は、50年とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 左記の規制を撤廃 (解説) ✓ 現行会社法の下でも、会社の存続期間の延長が認められていたため、実質的な変更ではない。もっとも、株主が会社の存続期間を任意に設定したい場合を除き、会社の定款にその存続期間を記載する必要はなくなった。
授權資本	
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 会社の設立にあたり、発起人は授權資本額の25%に相当する株式を引き受け、かつ当該引き受け株式の25%に相当する資本金の払い込みを行わなければならない。 ➤ フィリピンの会社の最低払込資本金は、5,000ペソとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 左記の規制を撤廃 (解説) ✓ 会社法上の最低払込資本金の規制は撤廃されたが、他の法令による最低資本金の規制の適用がある点には留意が必要である。例えば、フィリピン国内での売上げが、全体の売上げの40%を超える場合、最低払込資本金は20万米ドルとなる。
財務役者の宣誓供述書	
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 会社の設立にあたり、財務役は、適法に株式の引き受けが行われ、かつ払い込みが完了していることの宣誓供述書をSECに提出しなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 会社の設立にあたり、財務役による宣誓供述書への署名及びSECへの提出は要求されず、代わりに、発起人とともに、定款(Articles of Incorporation)に署名することが要求される。
取締役の人数及び資格	
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 取締役の人数は、最低5名、最大15名とする。 ➤ 取締役の過半数は、フィリピン居住者でなければならない。 ➤ 各取締役は、最低1株の株式を保有しなければならない。 ➤ 取締役の選任前の5年間において、6年以上の禁錮刑又は会社法違反の最終判決が下されている場合、取締役として選任することはできない。 ➤ 取締役が資格要件を満たしていない場合のSECによる取締役の解任要求の規定は設けられていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 取締役の人数は、最低1名、最大15名とする。 ➤ 居住者要件は撤廃 ➤ 最低1株の株式保有義務は変更なし ➤ 取締役の選任前の5年間において、6年以上の禁錮刑、会社法又は証券取引法違反の最終判決が下されている場合、詐欺的な行為を理由に行政上の制裁を受けている場合、又は外国の裁判所又は監督官庁から、上記と類似の最終判決又は制裁を受けている場合、取締役として選任することができない。 ➤ 取締役が資格要件を満たしていない場合、SECは、適切な申し立てに基づき、取締役会に対して、資格要件を満たしていない取締役を解任する義務を課すことができる。
役員(社長、財務役及び秘書役)	
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 会社は、社長、財務役、秘書役その他定款で設置する役員を置かなければならない。 ➤ 社長は、取締役の中から選任する。なお、居住要件、国籍要件はない。 ➤ 秘書役は、フィリピン国籍を有し、かつ居住者でなければならない。 ➤ 社長は、財務役又は秘書役を兼任することはできない。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 左記の要件には変更は加えられず、それに追加して、財務役は、居住者でなければならない。 (解説) ✓ 財務役の居住者要件は、これまでSECの規則で規定されていたものを会社法において明確化したものである。
株主総会	
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 現行会社法では、Email等の電子的手段による招集通知の送付に関する規定は設けられていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 定款又は株主の同意に基づき、Email等の電子的手段による招集通知の送付が認められる。
株主総会決議	
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 株主総会の決議は、総会への出席又は委任状の方法により行う。 ➤ 現行会社法では、遠隔的な通信手段により株主総会決議を行うことができる旨の規定は設けられていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 株主総会への出席又は委任状による方法に加え、定款又は取締役会決議に基づき、遠隔的な通信手段により株主総会決議を行うことができる。 (解説) ✓ 現行会社法では、TV・電話会議等の方法により、株主総会を開催し、決議を行うことができるか否かは規定がされていなかった。この点、SECのオピニオンでは、会社法に遠隔的な通信手段により株主総会決議を行うことができる旨の規定がないことを理由に、遠隔的な通信手段によ

	<p>る株主総会決議は認められない旨の見解が示されていた。SEC の見解に対しては、後述する取締役会の場合の解釈と一貫しておらず、従前から批判がなされており、今回の改正で、遠隔的な通信手段を用いた株主総会決議の実施が認められることになった。</p>
<p>株主総会</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 定時株主総会の開催日は、定款に定めがない場合、4月のうち、取締役会が指定する日に開催する。 ➢ 定時株主総会の開催のための招集通知は、開催日の2週間前までに送付する。 ➢ 臨時株主総会の開催のための招集通知は、開催日の1週間前までに送付する。 ➢ 現行会社法では、定時株主総会において、開示する情報の内容に関する規定は設けられていない。 ➢ 現行会社法では、株主名簿の閉鎖に関する規定は設けられていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 定時株主総会の開催日は、定款に定めがない場合、4月15日以降で、取締役会が指定する日に開催する。 ➢ 定時株主総会の開催のための招集通知は、開催日の21日前までに送付する。 ➢ 臨時株主総会の招集通知の送付時期については変更なし。 ➢ 取締役会は、定時株主総会において、①直近の定時総会の議事録、②株主及び議決権、③会社の業績、④財務諸表を含む、財務レポート、⑤配当方針又は配当しない理由、を開示する努力義務を負う。 ➢ 定款でより長期の日が定められている場合を除き、定時株主総会の場合には、開催日の20日前、臨時株主総会の場合には、開催日の7日前、に株主名簿を閉鎖する。
<p>取締役会決議</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 現行会社法では、遠隔的な通信手段により、取締役が取締役会に参加し、決議を行うことができる旨の規定は設けられていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 取締役は、遠隔的な通信手段により、取締役会に参加し、決議を行うことができる。 <p>(解説)</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 現行会社法下でも、SEC は、取締役会決議は、遠隔的な通信手段により取締役会決議を行うことができる旨の見解を示しており、新会社法により、SEC の見解が明記されることになった。
<p>取締役又は役員の辞任</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 現行会社法では、取締役又は役員が退任、解任又は辞任した場合の SEC への通知期限に関する規定は設けられていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 会社は、取締役又は役員の退任、解任又は辞任から7日以内に、SEC に通知しなければならない。 <p>(解説)</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 7日以内の通知義務は、これまで SEC の規則で規定されていたものを会社法において明確化したものである。
<p>取締役の欠員</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 現行会社法では、法定又は定款で要求される取締役の人数に欠員が生じた場合の取り扱いに関する規定は設けられていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 任期満了による退任で欠員が生じる場合、当該満了までに開催される株主総会において、取締役の選任を行う。 ➢ 取締役の解任により欠員が生じる場合、当該解任を決議する株主総会の日において、代替りの取締役の選任を行う。 ➢ 取締役の欠員が生じ、取締役会の定足数を満たさない場合で、会社に生じる損害を回避するために必要な場合には、他の取締役及び役員の方の全員の同意により、欠員を充足することができる。この場合、会社は、3日以内に SEC に通知を行う。
<p>取締役の報酬</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 現行会社法では、取締役の報酬の決議に報酬を受領する取締役の参加の可否及び開示に関する規定は設けられていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 報酬を受領する取締役は、自己の報酬額の決定に関する株主総会決議に参加することはできない。 ➢ 公開会社は、SEC 及び株主に対して、各取締役の報酬総額を開示する。 <p>(解説)</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 取締役の報酬の総額を株主総会で決議し、各取締役への報酬の分配は取締役会決議で行う、という取り扱いが認められるか否かは、今後の実務の蓄積が待たれる。
<p>利益相反取引</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 会社と取締役又は役員との間の取引は、①利益相反 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 左記①及び②に加え、③の要件が満たされない場合で

<p>のある取締役の出席が定足数に含まれないこと、②利益相反のある取締役による議決権の行使は決議要件の充足(出席取締役の過半数の賛成)の有無の算定に考慮されないこと、③当該取引の内容が公正かつ合理的であること、④(取締役ではない)役員により利益相反取引が行われた場合、当該取引の実行が取締役会で事前に承認されていること、の要件が満たされる場合に、会社の選択により、有効とすることができる。</p> <p>➤ 上記①又は②の要件を満たさない場合であっても、株主総会の出席議決権総数の3分の2の賛成により、当該取引を有効とすることができる。</p>	<p>あっても、株主総会の出席議決権総数の3分の2の賛成により、当該契約を有効とすることができる。</p> <p>➤ 公開会社の場合には、左記①から④に加え、取締役の総数の3分の2の賛成で、かつ独立取締役の過半数が賛成していなければ、利益相反取引を有効とすることはできない。</p>
<p>帳簿閲覧請求権</p>	
<p>➤ 現行会社法では、取引記録、株主総会議事録及び取締役会議事録が株主による帳簿説明請求権の対象となる。</p> <p>➤ 現行会社法では、帳簿閲覧請求を行う者が守秘義務を負う旨の規定を設けていない。</p> <p>➤ 現行会社法では、会社が帳簿閲覧請求権を拒否できる場合に関する規定を設けていない。</p>	<p>➤ 取引記録、株主総会議事録、取締役議事録に加え、定款及び付属定款、株主、株主グループ、実質的な株主利益を享受する者の情報、取締役及び役員の氏名、住所並びにSECへの報告資料も株主による帳簿閲覧請求権の対象となる。</p> <p>➤ 帳簿閲覧請求を行う者は、法令上の守秘義務を負う。</p> <p>➤ 帳簿閲覧請求を行う者が会社の株主ではない場合、又は競合他社、若しくは競合他社の株主又は取締役である場合、帳簿閲覧請求権を行使することができない。帳簿閲覧請求権を拒否された者は、5日以内にSECに対して、拒否された旨を報告することができる。SECは、調査を行い、帳簿閲覧請求を認める旨を会社に命じることができる。</p>
<p>合併</p>	
<p>➤ 現行会社法では、合併当事者は、合併契約とは別に作成される合併証書に①合併計画、②合併当事者の株式数、③合併後の合併当事者の株式数を記載し、署名しなければならない。</p>	<p>➤ 左記に加え、①合併当事者の資産及び負債の公正価格に関する情報、②合併の方法、③合併後の価値等を合併証書に記載しなければならない。</p>
<p>債権者に影響を及ぼさない任意解散</p>	
<p>➤ 任意解散を決議するためには、株主総会の開催前に3週連続で新聞公告を行った上で、議決権総数の3分の2を有する株主が出席する株主総会において、出席議決権総数の3分の2の決議が必要である。</p> <p>➤ 現行会社法では、任意解散決議後の手続きに関する規定は設けられていない。</p>	<p>➤ 債権者に影響を及ぼさない任意解散を決議するためには、20日前までの株主に対する通知及び新聞公告を行い、議決権総数の過半数が出席する株主総会において、出席議決権総数の過半数の決議が必要である。</p> <p>➤ 解散決議後、株主総会議事録その他所定の書類をSECに提出し、解散の承認を求める。SECは、書類の提出後15日以内に、解散の承認を行う。解散の効力は、SECが解散証明書の発行により生じる。</p> <p>(解説)</p> <p>✓ 解散により債権者に影響が生じる場合の任意解散の手続要件は、緩和されていない。</p>
<p>強制解散</p>	
<p>➤ 会社は、適法な申し立てに基づき、告知聴聞の手続き後、SECにより解散を命じられる。</p>	<p>➤ 会社は、①設立から5年以内に事業を開始しない場合、②設立後に事業を開始した後、5年間事業を行わず、SECから休眠会社として認定された後2年以内に事業を行わない場合、③裁判所により解散命令を受けた場合、④詐欺により設立された場合、⑤脱税、密輸、資金洗浄、贈賄を目的として設立されたこと、若しくはこれらの違法行為を行ったこと、又は取締役等が故意に贈賄、詐欺的行為、その他の違法行為を行ったこと、を内容とする最終判決が下された場合に、適法な申し立てに基づき、SECにより解散を命じられる。</p> <p>(解説)</p> <p>✓ 従前、SECの規則で規定されていた強制解散事由に、新</p>

	会社法により、SEC により解散させられる場合が明記された。
贈賄	
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 現行会社法では、取締役等の個人が会社のために贈賄行為又は詐欺的行為を行った場合の会社の法人としての責任に関する規定を設けていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 会社が贈賄又は詐欺的行為のために利用された場合、会社は、10 万ペソ以上 500 万ペソ以下の罰金が科せられる。 ➤ 取締役又は役員等が贈賄行為を行った場合において、会社が透明性及び適法な業務遂行に関する措置及び反贈賄に関する内部規則を設けていない場合、会社の責任が推認される。 ➤ 会社が、会社の利益のために贈賄行為を行う第三者を起用した場合、10 万ペソ以上 100 万ペソ以下の罰金が科せられる。 ➤ 取締役又は役員が、他の取締役、役員又は従業員が贈賄行為又は詐欺的行為を行うことにつき、当局に報告その他の適切な措置を講じなかった場合、又は当該贈賄行為若しくは詐欺的行為を行うことを許可若しくは認容した場合、当該取締役又は役員に対し、50 万ペソ以上 100 万ペソ以下の罰金が科せられる。
内部通報者の保護	
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 現行会社法では、内部通報者の保護に関する規定を設けていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 内部通報者に対して故意に又は報復の意図で、内部通報者に不利な行為を行った者は、10 万ペソ以上 100 万ペソ以下の罰金が科せられる。
仲裁条項	
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 現行会社法では、定款及び付属定款に関する紛争を仲裁で解決することを認める規定は設けられていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 定款及び付属定款に関する会社、株主、取締役又は役員間の紛争の解決を仲裁に委ねる旨を定款に規定することができる。



さとう まさたか
佐藤 正孝

西村あさひ法律事務所 シンガポール事務所 パートナー弁護士
m_sato@jurists.co.jp

2011 年 9 月から 2013 年 4 月までハノイ事務所勤務し、ベトナムでの企業進出、M&A およびコーポレート案件全般に関するアドバイスを行う。その後、フィリピンの大手法律事務所に出向し、2014 年からシンガポールオフィスで勤務。シンガポール法弁護士(FPC)を有し、現在は、主にアジア諸国における出資、合併、買収等の M&A 案件、コーポレート案件等に広く携わる。

VI. アラブ首長国連邦における外資規制緩和の動向

執筆者: 森下 真生

1. UAE における外資規制

アラブ首長国連邦(以下「UAE」といいます。)は、中東域の主要事業拠点として、確固たる地位を保っており、2017 年 10 月 1 日現在、UAE における日本企業数は中東アフリカ地域で最多の 337 社です²⁷。その UAE がより外国企業を魅了するために、長年課題とされているのが、外資規制の撤廃です。

UAE の商會社法において、会社持分の 51%以上を UAE 国民が保有しなければならないとされるところ、持分の過半数を保有されて現地側に会社を支配されてしまうことは、外国企業にとって致命的です²⁸。この点を解決するため、UAE では、フリーゾーンと呼ばれる、当該外資規制の適用を受けないエリアが多数設けられており、実際に多くの外国企業がフリーゾーンに拠点を構

²⁷ 外務省作成「海外在留邦人調査統計平成 30 年要約版」

²⁸ もっとも、この点については、現地出資者との間で一定の合意を行うことにより、実質的に外国企業が 100%出資し、議決権、配当受領権等を含めて現地人から持分者としてのあらゆる権限を実質的に外国投資家の支配下に置くという実務もよく見られます。

えています。もっとも、フリーゾーン会社は、UAE 本土(フリーゾーン外)においてビジネスを行うことができないとされるため、UAE 本土でビジネスを行おうとする企業にとっては不適當であり、外資規制の問題は残ります。

2. 外資規制に関する会社法改正と外国直接投資法の制定

[アジアニューズレター2018 年新年特大号](#)で触れたとおり、UAE の外資規制については、2017 年 9 月に外資規制の根拠法である商事会社法が一部改正され(2017 年 10 月 28 日施行)、内閣が、外国企業が会社持分の過半数を保有できる事業分野を定めることができることになりました。

一部報道では、2018 年の第一四半期に、外資規制が撤廃又は緩和される事業分野が定められる見込みとされていましたが、2019 年 1 月現在でも対象事業分野は明らかになっていません。

他方、外資規制に関しては、外国直接投資法(Foreign Direct Investment Law)もその撤廃又は緩和に関する内容を定める予定とされてきました。この外国直接投資法については、外資規制が撤廃されるか否かが注目されていた 2015 年会社法改正時から草案段階にあるとされてきましたが、ようやく 2018 年 9 月 23 日付で成立し、施行されることになりました。

3. 外国直接投資法の概要

外国直接投資法は、UAE における外国直接投資の枠組みを定めるものですが、①外国直接投資に関する政策提案やライセンス付与手続等を行う外国投資局(Foreign Direct Investment Unit)と②ポジティブリスト及びネガティブリストに関する検討や内閣への提案等を行う外国直接投資委員会(Foreign Direct Investment Committee)の設置を定め、また、外国直接投資に関して投資家に与えられる保護や、投資家に課せられる義務等を定めています。

(1) ポジティブリスト

外国直接投資法により、商事会社法に基づき、内閣が指定できることとなった外資規制の撤廃又は緩和の対象となる事業分野については、ポジティブリストに列挙されることになりました。外国投資家は、ポジティブリストに列挙される事業分野について、ライセンスを得て、過半数以上の持分保有ができることとなります。もっとも、現時点ではポジティブリストは内閣により指定されておらず、肝心の外資規制が撤廃又は緩和される事業分野については、未だ明らかになっていません。

また、ポジティブリストが定められる際には、49%超の持分保有が許容される事業体の形態(株式会社、有限責任会社等)、許容される外国投資家の出資割合、最低資本金、現地人管理職の割合等も定められるとされており、過半数出資を目指す外国企業にとっては、ポジティブリストに列挙される事業分野のみならず、そうした要件の内容がいかなるものとなるかも重要となります。

なお、2018 年 11 月の UAE 経済大臣の発言によれば、イノベーション、テクノロジー、宇宙、再生可能エネルギー、AI 等の分野が、ポジティブリストに列挙されるであろうとされています。

(2) ネガティブリスト

外国直接投資法では、同法に基づく外国直接投資から除外される事業分野がネガティブリストに列挙されることとされ、現時点では以下の事業分野が列挙されています。

- ・ 石油開発・生産
- ・ 捜査・安全保障・軍事
- ・ 銀行・金融
- ・ 保険
- ・ 巡礼、人材派遣・採用
- ・ 水道・電気
- ・ 水産
- ・ 郵便・通信

- ・ 陸上・航空輸送
- ・ 印刷・出版
- ・ 代理店
- ・ 医療関係小売
- ・ 毒物センター・血液バンク・検疫

(3) 投資家の保護と義務

外国直接投資法では、ライセンスを取得した会社は、以下のような保護を受けます²⁹。

- ・ 会社及び従業員の資金移転の自由
- ・ 当局提出情報に関する秘密保持
- ・ 会社持分譲渡の自由
- ・ 公益のために公正な補償を伴って行われる場合を除く、収用の禁止
- ・ 土地利用権の保障
- ・ 司法手続に基づかない会社資金の差押等の禁止

他方で、当該会社は、一定割合の現地人管理職の雇用・トレーニング、監査人の選任、外国直接投資局及び外国直接投資委員会への一定の情報・文書の提供等の義務を負うとされます。

4. 結 語

外国直接投資法が成立し、外国直接投資の枠組みが詳細に定められたことは UAE の外国投資環境の向上に資するものですが、注目されている外資規制撤廃又は緩和の対象となる事業分野は、昨年の会社法改正から 1 年以上が経った今も依然として指定されていません。

前述のとおり、外国直接投資法は、外国投資家が、会社持分の過半数以上を保有する場合には、最低資本金や現地人雇用割合の要件があることを明らかにしており、この点についても、今後の内閣決定における注目点となっています。

対象事業分野の指定時期については、昨年同様、今年の第一四半期中が目指されているとの報道がなされていますが、果たして今年こそフリーゾーン外の外資規制の緩和が実現するのか。UAE では、今年も外資規制の動向から目が離せない 1 年のスタートとなりました。



もりした まさお
森下 真生

西村あさひ法律事務所 弁護士 ドバイ駐在員事務所駐在代表
m_morishita@jurists.co.jp

2004年弁護士登録、2014年ニューヨーク州弁護士登録、2018年 UAE ドバイ首長国弁護士登録。
2010-2011年総合商社法務部、2012-2013年ノートン・ローズ・フルブライト法律事務所(ロンドン)、2013-2016年総合商社電力部門(ドバイ)各出向。2016年より西村あさひ法律事務所ドバイ駐在員事務所駐在代表。
UAE ドバイ駐在6年目、同地を拠点に中東・アフリカ関連業務に専従。

VII. タイ 企業結合規制の適用に関する最新動向

執筆者:小原 英志、下向 智子

タイでは 2017 年に旧取引競争法(Trade Competition Act B.E. 2542 (1999))に代わる改正取引競争法(Trade Competition Act B.E. 2560 (2017))が定められた。

²⁹ なお、日本と UAE の間では、2018 年 4 月 30 日付で投資協定が締結されており、効力が発生すれば、日本の投資家は、内国民待遇、最恵国待遇、公平平衡待遇、特定措置履行要求禁止、収用の禁止、資金移転の自由等、同投資協定に定められた各種保護を受けられることとなります。

旧取引競争法では、一定の企業結合に関して事前届出・許可制が規定されていたが、具体的な要件・手続に関する下位法令が定められていなかったため、実際の適用はされていない状況であった。

この点、改正取引競争法には、企業結合に関して以下の規定が設けられた(改正取引競争法 51 条～53 条、80 条、81 条)。

- ①市場における競争を著しく減少させる可能性のある企業結合：規制当局に対する 7 日以内の事後通知が必要であり、違反した場合 20 万バーツ以下の制裁金及び通知を行うまでの違反期間中 1 日当たり 1 万バーツ以下の制裁金の対象となる。
- ②市場独占又は市場支配につながる可能性のある企業結合：規制当局から事前許可の取得が必要となり、違反した場合結合事業価値の 0.5%以下の制裁金の対象となる。

また、2018 年 12 月 28 日付で、上記①、②の範囲を定める Notification が発出された。Notification においては、以下のような内容が定められている。

- ①「市場における競争を著しく減少させる可能性のある企業結合」とは、総売上高が 10 億バーツ以上だが市場独占又は市場支配につながらないものをいう。
- ②「市場独占又は市場支配につながる可能性のある企業結合」とは、自由に価格や商品又はサービスの質を決定する力を持つ、総売上高が 10 億バーツ以上の事業者をもたらす企業結合をいう。

上記 Notification の制定によって、改正取引競争法における企業結合規制は法令上適用可能な状態になったとの見解が当局担当官からは示されており、それを踏まえ実務上も、今後の企業結合に関しては上記の事後通知、事前許可取得の要否を検討する必要が出てきたものといえる。もっとも、具体的な範囲の解釈等に関しては実務の蓄積等が待たれるところである。



おばら ひでし
小原 英志

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士 バンコク事務所代表

h.obara@jurists.co.jp

2013年7月バンコク事務所設立とともに、同事務所代表就任。2008-2009年三菱東京 UFJ 銀行米州法務室(ニューヨーク)、2011-2013年バンコクのテレキ・アンド・ギビンズ法律事務所に出向。現在はバンコクを拠点として、タイ王国を中心とした東南アジア諸国における出資、合併、買収等の M&A 案件、コーポレート案件等に広く携わる。

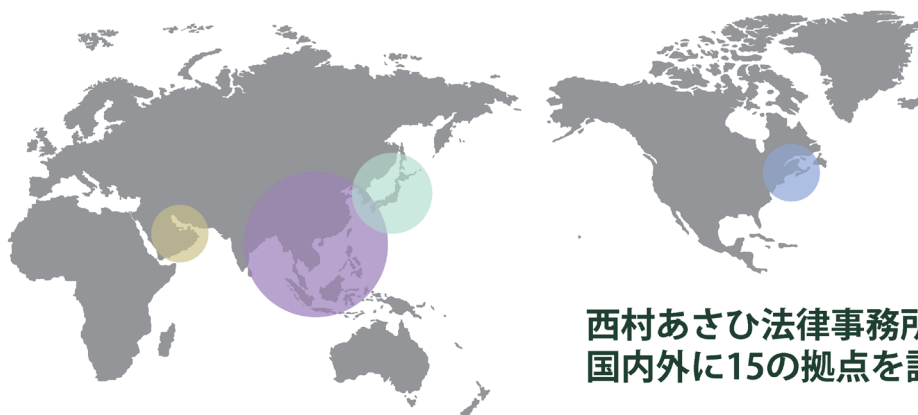


しもむかい ともこ
下向 智子

西村あさひ法律事務所 バンコク事務所 弁護士

t.shimomukai@jurists.co.jp

2010年弁護士登録。1999-2005年厚生労働省勤務。2014年9月よりバンコク事務所にて勤務、日系企業のタイへの進出案件や進出後の事業展開に関する業務に携わる。



西村あさひ法律事務所では現在、
国内外に15の拠点を設けています。

東京

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124
Tel 03-6250-6200
Tel 03-6250-7210 (弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)

名古屋

Tel 052-533-2590
社員 伊藤剛志
藤井宏樹

大阪

Tel 06-6366-3013
社員 白杵弘宗
井垣太介
廣田雄一郎
伴真範

福岡

Tel 092-717-7300
社員 尾崎恒康
高木謙吾
舞田靖子

ニューヨーク

Nishimura & Asahi NY LLP
Tel +1-212-830-1600
E-mail info_ny@jurists.co.jp

執行パートナー 山口勝之
副執行パートナー 清水恵
パートナー Stephen D. Bohrer

ドバイ駐在員事務所

Tel +971-4-253-3646
E-mail info_dubai@jurists.jp
代表 中島和穂
駐在代表 森下真生

バンコク

Tel +66-2-168-8228
E-mail info_bangkok@jurists.jp
代表 小原英志
タイパートナー* Jirapong Sriwat

北京

Tel +86-10-8588-8600
E-mail info_beijing@jurists.jp
首席代表 中島あずさ
代表 志賀正帥

上海

Tel +86-21-6171-3748
E-mail info_shanghai@jurists.jp
首席代表 前田敏博
代表 野村高志

ハノイ

Tel +84-24-3946-0870
E-mail info_hanoi@jurists.jp
ベトナム事務所統括 小口光
代表 廣澤太郎

ホーチミン

Tel +84-28-3821-4432
E-mail info_hcmc@jurists.jp
ベトナム事務所統括 小口光
代表 大矢和秀
ベトナムパートナー* Vu Le Bang
Ha Hoang Loc

ジャカルタ*¹

Walangi & Partners
Tel +62-21-5080-8600
E-mail info@wplaws.com
代表 Luky Walangi
Rosetini & Partners Law Firm
Tel +62-21-2933-3617
E-mail info_jakarta@jurists.jp
カウンセラー 町田憲昭

シンガポール

Tel +65-6922-7670
E-mail info_singapore@jurists.jp
共同代表 山中政人
宇野伸太郎
パートナー 佐藤正孝

ヤンゴン

Tel +95-1-382632
E-mail info_yangon@jurists.jp
代表 湯川雄介

Okada Law Firm (香港)*²

Tel +852-2336-8586
E-mail s_okada@jurists.co.jp
代表 岡田早織

*1 提携事務所 *2 関連事務所
* 外国法共同事業を営むものではありません。

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出および撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネスおよび法律実務を熟知した、実践的なリーガルサービスの提供を行っております。本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。